

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

【社会福祉情勢の変化】

- 人口減少社会の到来、家族や社会的なつながりの希薄化等により、地域社会は大きな転換点を迎つつあります。かつては「終身雇用」など、日本的といわれる社会経済の仕組みの中で、社会福祉制度においても、支える側と支えられる側を固定的に捉えた典型的な要因を想定して、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに法的な支援制度が整備されてきました。
- しかしながら、昨今では個人や世帯で様々な課題が複雑に絡み合う事例が見られるようになり、従来の縦割りの制度では対応が困難なケースが増加してきています。
- こうした地域生活課題解決のため、全世代型の社会保障への転換と、様々な課題解決の主体としての地域の力の強化が必要と考えられます。
- 日本の寿命は世界トップクラスであり、今後更に延伸することが予想されています。「人生100年時代」を迎える中で、高齢者から子どもまで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会、それぞれの生き方やスタイルの違いを認め合い、応援し合う社会を創っていく必要があります。
- 一方、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手不足が深刻化することや、社会経済状況の変化の中でひきこもりの長期化や介護離職などにより、「8050問題」「医療的ケア児」「ヤングケアラー」に見られるような複合的な課題を抱えた世帯や、社会的な孤立状態を余儀なくされている人が増加しています。
- 加えて、令和元年東日本台風災害など大規模災害の頻発化やその要因と言われる気候変動の深刻化、さらには新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢の激変とこれに伴う物価高騰など、様々な危機が複合的に訪れ、変化が急激で先を見通すことが難しい時代を迎えています。

【社会福祉法の改正】

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法の改正が行われ、平成30年4月1日から施行されています。
- 社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制の整備に関する条項が新設され、「住民に身近な圏域で」地域力を強化するための環境整備を行うこと、そこで明らかになった地域生活課題を受け止める相談体制の整備が明記されました。
- 社会福祉法第4条では、地域住民等（地域住民のほか、社会福祉法人等の事業者や、民生・児童委員、社会福祉協議会、ボランティアなど地域で福祉的な活動を行う主体）は、地域福祉の推進に当たっては、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携により解決を図るよう留意するものとされました。
- 社会福祉法第6条では、地域福祉の推進に向け、地域住民だけでなく、国及び地方公共団体においても、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図ることを促進するための施策その他の地域福祉の推進のための措置を講じなければならないとされ、地域福祉の推進に当たっての行政の責務が明記されるとともに、地域の力

と公的な支援体制により地域福祉を推進していくことが求められています。

- さらに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により、「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法に明記されるなど、市町村域における専門的相談機関の協働の推進に重層的に取り組むことの必要性が増しています。

【計画策定の背景】

- このような近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域共生の理念を皆が学び合い、ともに生きる、ともに暮らす社会を創造していく必要があります。
- 地域に暮らす誰にでも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向を示して、様々な主体の取組を支援する県の施策に関する計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

- この計画は、社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として以下の項目を盛り込み、市町村の「地域福祉計画」の策定を支援します。

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他福祉に関連して共通して取り組むべき事項
- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的な方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

第3節 計画期間

- 長野県総合5か年計画と整合を図るため、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間とします。
- ただし、本県の地域福祉を取り巻く課題に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

第4節 他の計画との関係

- この計画は、「しあわせ信州創造プラン 3.0（長野県総合5か年計画）」の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を地域福祉の分野で具体化する計画です。また、長野県が今後目指す地域福祉の方向性に関する基本的な計画として、関連する計画との整合・調和を図ります。
- この計画は、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するための重要な指針として国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨を最大限尊重します。

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

人権の尊重や公正さ、多様性・包摂性を追求し、誰一人取り残さない
県民に息づく「学びと自治」の力を生かす

- 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる
- 誰もが主体的に学ぶことができる環境をつくる



長野県地域福祉支援計画

〔基本理念〕ともに学び ともに創る 地域共生・信州

（関連する他分野の計画）

- ・長野県子ども・若者支援総合計画
 - ・信州保健医療総合計画
 - ・長野県高齢者プラン
 - ・長野県障がい者プラン
 - ・長野県自殺対策推進計画
- 等